

一定所得の人 医療費窓口負担割合が2割に

75歳以上の人（65～74歳で一定の障がいのある人含む）が加入する同制度で10/1(土)から、一定所得以上の人に、2割の自己負担が導入されます。

令和4年度以降、いわゆる団塊の世代が75歳を迎え、さらなる医療費の増大が見込まれています。今回の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険制度を未来へつないでいくためのものです。変更対象となるのは、被保険者全体のうち、約20%の人です。

課税所得と年金収入などで判定

2割負担となる対象者は、現役並み所得者（住民税課税所得が145万円以上で、窓口負担が3割の人）を除いて、一定以上の所得がある人。フローチャート（右図）のとおり、住民税課税所得や年金収入をもとに世帯単位で判定します。

※年金収入には遺族年金や障がい年金は含みません
 ※その他の合計所得金額とは、事業収入や給与収入などから必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額です

負担抑える配慮措置を実施

2割負担となる人には、導入後3年間、外来診療の1カ月分の負担増加額が最大3,000円までとなる配慮措置が適用されます。例えば、1割負担で5,000円だった場合、2割では10,000円になるところが、配慮措置が適用されると8,000円に抑えられます。入院の医療費は対象外です。

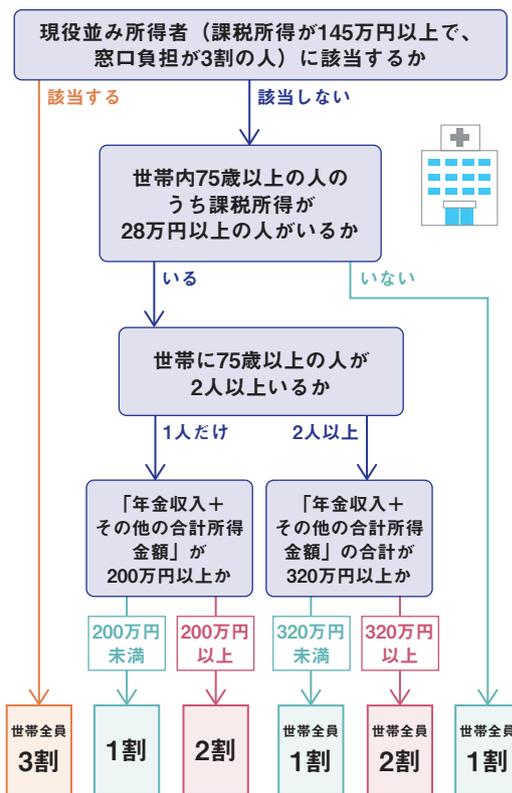
複数医療機関を受診して払いすぎた場合などは、高額療養費として後日、差額が還付されます。2割負担となる人でまだ高額療養費の口座登録をしていない人には、9月下旬に大阪府後期高齢者医療広域連合から、口座登録の申請書を送ります。

被保険者証は9月中旬から送付

10月から使える被保険者証（黄色）は、9月中旬以降に簡易書留でお送りします。現在お持ちの被保険者証（水色）の有効期限は9/30(金)です。
 国民健康保険課／Tel674-7079

大阪府後期高齢者医療広域連合

問 お問合せ専用ダイヤル
 Tel.06-7501-0437



不審な電話など詐欺にご注意ください

厚生労働省や広域連合、市が、電話や訪問で口座情報の登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

不審な電話があったときは、国民健康保険課、消費生活センターまたは警察署にお問い合わせください。
 国民健康保険課／Tel674-7079
 消費生活センター／Tel682-0999
 高槻警察署／Tel672-1234

